

使用前自己確認結果届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

中部近畿産業保安監督部長 殿

住 所 〒000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇
氏 名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人番号 0000000000000)
連絡先 電話番号 000-000-0000
メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇.jp

電気事業法第51条の2第3項の規定により別紙のとおり使用前自己確認の結果を届け出ます。

1. 確認年月日
別紙のとおり
2. 確認の対象
発電所又は発電設備の種類：太陽電池発電所
発電所名称：〇〇発電所
発電所住所：〇〇県〇〇市〇〇××丁目××-△△
発電所出力：〇〇〇kW
発電所電圧：〇, 〇〇〇V
根拠条文：（新設の場合）電気事業法施行規則別表第6第2項
（変更の場合）電気事業法施行規則別表第7第3項第〇号
※別表第7に該当する場合には、対象となる箇所の概要及び変更となる理由が分かる資料を添付すること。
3. 確認の方法
別紙のとおり
4. 確認の結果
別紙のとおり
5. 確認を実施した者及び主任技術者（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合を除く。）の氏名
別紙のとおり
6. 当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、確認に係る業務を委託して行った場合にあっては、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
該当なし
7. 確認の結果にもとづいて補修などの措置を講じたときは、その内容
該当なし

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※FIT認定を受けている場合、下記に設備IDをご記載ください（任意）

FIT設備ID：AA00000D00

(法人の場合)
履歴事項全部証明書の本店住所、
法人名、代表者の役職及び氏名、担
当者の電話番号及びメールアドレス

(個人の場合)
設置者（所有者等）の住民票の住
所及び氏名並びに日中連絡のつく電
話番号及びメールアドレス

様式第53（第78条関係）

使用前自己確認結果届出書

ポスト投函日を記載

令和〇〇年〇〇月〇〇日

中部近畿産業保安監督部長 殿

高圧設備に接続されている発電所の場合は事業場と同
一名称とならないこと。（太陽光発電所の場合は保
安規程で届出している事業場名とする）
※工場の屋根上に設置する場合は“事業場名 太陽光
発電所”等とする。例えば事業場名が“**経済工場**”であ
れば“**経済工場**太陽光発電所”等とする。

住 所 〒000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇
氏 名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人番号 00000000000000)
連絡先 電話番号 000-000-0000
メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇.jp

電気事業法第51条の2第3項の規定により別紙のとおり使用前自己確認の結果を届け出ます。

1. 確認年月日
別紙のとおり

2. 確認の対象

発電所又は発電設備の種類：太陽電池発電所
発電所名称：〇〇発電所
発電所住所：〇〇県〇〇市〇〇××丁目××-△△
発電所出力：〇〇〇kW
発電所電圧：〇, 〇〇〇V

根拠条文：（新設の場合）電気事業法施行規則別表第6第2項
（変更の場合）電気事業法施行規則別表第7第3項第〇号

※別表第7に該当する場合には、対象となる箇所の概要及び変更となる理由が分
かる資料を添付すること。

3. 確認の方法
別紙のとおり

4. 確認の結果
別紙のとおり

5. 確認を実施した者及び主任技術者（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合
を除く。）の氏名

別紙のとおり

6. 当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、確認に係る業務を委託し
て行った場合にあっては、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスそ
の他の連絡先

該当なし

7. 確認の結果にもとづいて補修などの措置を講じたときは、その内容
該当なし

- ・ 自家用電気工作物に該当する場合は、保安規程や
主任技術者の選任届又は外部承認申請にて記載さ
れている発電所住所と一致しているか。
- ・ 小規模事業用電気工作物に該当する場合は、電力
会社の接続契約の住所と一致しているか。

詳しくは法令をご確認ください。

- ①「太陽光電池モジュールの合計出力」で判断
 - ②「パワーコンディショナーの出力」で判断
- ※次ページをご確認ください。

「小規模事業用電気工作物」に該当し、
確認に係る業務を委託している場合に
は「別紙のとおり」と記載。それ以外の場
合は「該当なし」と記載。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※FIT認定を受けている場合、下記に設備IDをご記載ください（任意）

FIT設備ID：AA00000D00

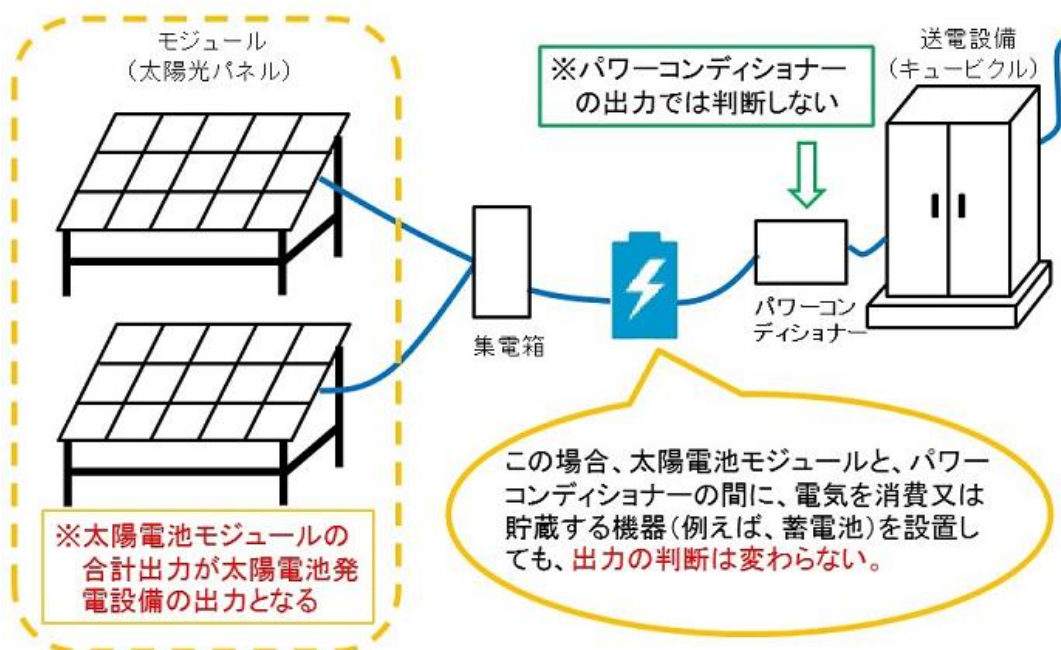
FIT認定を受けている場合は、実際の
FIT設備IDを記載。FIT認定を受けて
いなければ「無」と記載。

補修等の措置を行った場合は「別紙のと
おり」とし、別紙備考の詳細内容を記載

1. 「太陽電池モジュールの合計出力」で判断

原則

太陽電池発電設備の出力は、**太陽電池モジュールの合計出力で判断。**



2. 「パワーコンディショナーの出力」で判断

例外

ただし、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの間に**電気を消費又は貯蔵する機器(蓄電池等)を接続しない場合は**、パワーコンディショナー(パワコン)の出力で判断しても良い

